

本を始め、數所にある湯の元は、伊豆國の神湯なりと云る義と通ゆ、然れば其間は隔たれど、大分速見の湯を、下樋より伊豫國に渡し坐るに準へて思へば、此も地下には幾筋も下樋も通して、神湯を渡し給へるなり、斯て此嶺に、式外なるが大社あり、祭神を書等に、天忍穗耳尊とも、彦火瓊杵尊とも、彦火々出見尊とも有れど、此國邊に右の天皇命神だちの齋はれ給ふべき由なし、此由學に明ならむ人は、自に辨へなむ、然れば決めて此段なる二柱神を祭れる社なるべし、

〔東海道名所記〕湯本の橋より右の方川邊をゆけば、半里あまりに湯の澤といふ在所あり、温泉あり、人おほくあつまれり、湯本の地藏は海道の右にあり、總恩寺といふ寺有、

〔東海道名所圖會〕箱根七温泉の中に塔澤は殊に山水の美景なり、風流なる房をえつらひ、内湯とて温泉を寛にとりて瀧湯にし、肩膝腰など、病ある所をうたる、也、あるは湯槽に浴しても、晝夜流る、ゆへ清き事泉の如し、其間々は、絲竹の音、楊弓、軍書讀の席にて興を催すも、みな養生の一つなるべし、

〔集古文書三十六禁制狀〕天正十三年禁制狀 所藏不詳

禁制

一 湯治之面々、薪炭等其外地下人役申付事、

一 材木申付役も口ひと地下人に申付事

以上

右之兩條、縱如何様之者有之申懸共、地下人打合間敷候、但虎之御印判、又久野印判於有之、口無口沙汰可勤之者也、任先御證文、爲後日如件、

天正十三年乙酉十一月四日

花押。

底倉百姓中